

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人東京メンタルヘルス・スクエア（以下当 NPO 法人という）の定款第 19 条の規定に基づき、当法人の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3)役員が職員としての労働対価を受け取る場合には役員報酬とはみなさない。
- (4)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(役員報酬の支払い)

第3条 本法人の役員には定款第 19 条第 1 項に基づき、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、報酬を支払うことができる。報酬の金額は当 NPO 法人の総会決議によって定め、支払い方法等の細則の定めは総会決議によって理事会へ委任することができる。

(賞与、退職慰労金の不支給)

第4条 役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給 は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を 12 で除した金額(ただし、計算の結果、1,000 円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を翌月末日までに、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

ただし、法令等に基づき役員の 報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して振り込むものとする。

(費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があった日の翌月末日までに遅滞なく支払うものとする。

(規格外事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事長が決定する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議による。

2025 年 3 月 17 日 制定